

## スピーチアクトのポライトネスに関する歴史 語用論的研究：コーパスからのアプローチ

椎名, 美智 / SHIINA, Michi

---

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

科学研究費助成事業 研究成果報告書

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

6

(発行年 / Year)

2019-06-21

令和元年6月21日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K02780

研究課題名(和文)スピーチアクトのポライトネスに関する歴史語用論的研究：コーパスからのアプローチ

研究課題名(英文)Historical Pragmatic study of politeness in speech acts: Corpus-based approach

研究代表者

椎名 美智 (Shiina, Michi)

法政大学・文学部・教授

研究者番号：20153405

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、過去のスピーチ・アクトの様相を歴史語用論とポライトネス理論の視点から解明するために、研究代表者が編纂に関わった初期近代英語期のコーパスをデータとして、スピーチ・アクトの種類、そこで使われている名詞、動詞、モダリティ、呼びかけ語に注目して分析した。主な研究成果は、チャールズ1世の裁判記録のスピーチ・アクトとモダリティの研究である。語用論的分析から、当時の裁判が「推定有罪」の前提で行われており、裁判長と国王との間に拮抗した権力争いが行われていたこと、権威があると思われた裁判長が単なるメディアに過ぎないことが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

この研究は、現在では正確に知り得ない、過去の対話テキストを調べ、そこで行われていた発話行為を復元する試みをする研究である。具体的には、初期近代英語期の口語表現を集めたDIYコーパスを詳細に分析して、アドレス・タームとスピーチ・アクトについて調査した。アドレス・タームについては量的調査を、スピーチ・アクトについては質的調査を行なった。この種の研究は日本においても、世界的にみても、あまり行われていない歴史語用論という領域での研究で、これから発展しつつある分野なので、認知度を高めるとい意味で意義のある研究だと言える。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to analyse the relationship between speech acts and modals in courtroom interactions along the lines of historical pragmatics. The corpus used for this paper is the trial record of King Charles I in the Socio-pragmatic Corpus. The analysis of speech acts and modals reveals that the King becomes less authoritative as the trial proceeds, particularly after the sentence is pronounced. This is demonstrated, for example, by his uses of WILL, particularly by its interrogative form to make a request at the end of the trial. On the other hand, the authoritative power of the Court, which is reflected in the speech acts performed by Lord President, stays the same throughout the course of the trial. This research demonstrates how the judge and the defendant interacted with each other with the aid of modals in the flux of power, contributing to the development of the theory of historical pragmatics.

研究分野：言語学、英語学、日本語学、語用論、歴史語用論、文体論、社会言語学

キーワード：歴史語用論 ポライトネス スピーチ・アクト 授受動詞

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

本研究は、歴史語用論(historical pragmatics)という歴史言語学と語用論が統合されてきた学問分野に属している。研究分野が創設されてからまだ20年ほどしか経っていないので、日本の言語研究においてはまだ認知度が低く、それほど多くの研究者が本分野で研究を行なっているわけではない。よって、まだ貢献できる余地が多く残っており、そこに新しい知見を加えようとした。

### 2. 研究の目的

本研究は、過去のスピーチ・アクトの様相をポライトネス理論の視点から解明しようとする歴史語用論研究の事例研究である。目的は、現在では真の姿がわからない過去の口語表現の特徴を量的・質的に分析することである。英語について主に分析するデータは、研究代表者がランカスター大学で編纂に関わった初期近代英語期のコーパスである。データにおける歴史的スピーチアクトと談話標識の関連(発話内力への影響)について歴史語用論的視点から椎名が分析し、ポライトネス(対話者同士の善意的配慮)の視点から滝浦が分析し、統合することにより、社会言語学的・語用論的特徴を探ることにある。

### 3. 研究の方法

自作の歴史コーパスを使って、量的・質的分析を行なった。

### 4. 研究成果

英語の研究に関しては、初期近代英語期の口語表現を集め社会・語用論的アノテーションを施したコーパスをデータに分析を行なった。研究成果は、国内外の学会にて発表を行ったり、論文執筆を行なった。ここでは、チャールズ1世の裁判記録の分析についての研究例を挙げておく。

分析では、まず名詞句内の語彙項目を分類して裁判官と被告間での争点を明確にした。次に、動詞句を調べて、彼らがどんなスピーチアクトを行っているのかを観察した。また、スピーチアクトの文法的主語を調べることによって、それらのスピーチアクトを遂行する主体がどこに置かれているのかを見た。特に注目したいのは、拮抗する二つの権力関係の言語的表象である。つまり、法廷で最高権威を持つ裁判長と国家権威の頂点である国王との権力関係がどのように言語的に表わされるのか、国家の最高権威を持つ国王を裁くという困難な役割を負わされた裁判長がいかなる権威の下に厳しい判決を言い渡すことができるのか、批判的文体論の方法で解明する。

分析の結果から、裁判長と被告は両者とも、法廷と国というカテゴリーに属する語を高頻度で使っていることがわかる。しかし、同じカテゴリーに属する語ではあっても、使用された語を見ると微妙に差があり、互いに自分の権威の拠り所となるものを強調していることがわかる。裁判長は法廷、権威、裁判権と言う単語を使って自分の権威は正当化しているが、国家や国王の権威についてはあまり言及しておらず、国王を「囚人」と呼ぶ場面さえある。一方、被告である国王は、裁判官からの質問に答えることを拒否し、自分が囚われた理由を聞いたり、収監の正当性を問うたりすると同時に、自分自身の国王としての地位を強調し、釈放するよう訴える。裁判長は法廷の権威を背景に、国王は国の権威を背景に、互いに敵対しているのである。また、王が法廷の権威・正当性・裁判権への疑義を持ち、自分の国王としての権威が裁判長の権威に勝ると強調している一方で、裁判長は、国王としての被告の権威を否定し、法廷の裁判権と権威を拠り所としていることもわかる。

裁判長と被告が陳述場面でどのようなスピーチアクトを遂行しているのかを調べた結果、以下のことがわかった。裁判官は被告に対して「命令」のスピーチアクトを行っている。命令している内容は以下の3つである。(1)自分が告訴されている罪について答えよ。(2)法廷の権威に対抗するな。(3)裁判官側の発言を邪魔せずにちゃんと聞け。

一方、被告は主として、「要求」「拒否」「謝罪」という3つのスピーチアクトを行っている。被告の要求は次の3つである。(1)なぜ捕らえられたのか、理由を説明してほしい。(2)話す許可を与えてほしい。(3)自分が発言中に邪魔しないでほしい。

彼は裁判の間、ずっと裁判官の質問に答えることを「拒否」し続けるが、宣告が言い渡される裁判の終盤では、「謝罪」をするに至る。裁判官と被告のスピーチアクトは、内容も異なるが、ヘッジやポライトネス戦略においても大きな違いがある。王は裁判の前半では声高に権威的な調子なのだが、審議が進むにつれて権威を失い、裁判長への嘆願、懇願へと変化していく。一方、裁判長の発話内の力は裁判を通して一定で変わることはない。裁判長が「命令」をしているのに対して、被告の王が「要求」や「嘆願」をしているということがわかった。裁判長の「命令」と被告の「要求」・「嘆願」というスピーチアクトだけを比較すると、前者の方が権威ある存在であるように思われる。そこで、それらのスピーチアクトが行われる発話の文法的主語を見ると、裁判長と被告がどのような権威の下に発言をしているのかがわかる。裁判長が被告に与えた「命令」のスピーチアクトの多くは、二人称代名詞の you を文法的主語にした 'you are (not) to V' や受動態の構文で行われている。これらの文法構造においては、相手に命令を下す権威の源がどこにあるのかが明示されない。命令の決定権を持つ主体が言及されないまま命令が下されているのである。よって、被告である国王に対してこれらの命令を決定し、実際に命令を与えているのが発話者である裁判長であるのかどうかはわからない。つまり、これらの文法構造からは、決定の権限が裁判長にあると明確に判断することができないのである。ところが、非人称の主語の欄には「法廷」に関する語句や、明確に誰の事を指すのかわからない they といった語句が多く並んでいる。また、'the court' に関連する表現が高頻度で使用されている。このことから言えることは、被告である国王を上回る権威を持っているのは、じつは裁判長ではなく「法廷」、あるいは法廷が象徴する裁判制

度だということである。裁判長は、自分自身の持つ権威の下に被告に命令をしているわけではなく、法廷の権威が発揮されて下された判断を被告に伝える単なる「声(ヴォイス)」、つまり第三者の意見や決断を伝えるメディアに過ぎないということである。一方、話者としての王は、命令文や‘let me V’の構文を使って指示を行い、命令や依頼のスピーチアクトを遂行している。王の強い願望は助動詞の will の現在形や過去形や、desire という動詞で表現されている。話者である王は、これらの発言における文法的主語であり、聞き手に対して自分の権威を示している。王は、自分の権威の下に自らの決断を自らの声で発言をしているということである。これは、先ほど見たヴォイス、メディアとしての裁判長と大きく異なる点である。

裁判長と被告の権力関係は、裁判が進展するに従って変化しているのだろうか。国王の側の権威・権力は、裁判の中で明らかに変化している。裁判での審議が進むに連れて、チャールズ I 世のヴォイス、権威は徐々に脆弱化していく。裁判の開始時に強い調子で自分が告発された理由を説明せよと要求していた王は、裁判の終了時には法廷に謝罪をしている。特に宣告が言い渡された後、王の権威は全面的に否定されてしまっている。一方、法廷の権威は裁判の全行程を通して一定であり、変化することはない。ここでは、リサーチ・クエスチョンに答える形で、調査結果をまとめていきたい。Sir は上下両方向から使用できる呼びかけ語であり、チャールズ I 世と裁判長は相互に Sir を使って呼び合っていた。同じ呼びかけ語の両方向への使用は、一見、話し手と聞き手が同じ地平に立っているかのような誤解を与えるが、法廷においては、権威があるのは常に法廷を代表する側に立つ者であり、被告は劣勢の立場にいる。本研究課題では、国王以上の権力を持つ存在があるという矛盾を抱えたチャールズ I 世の裁判記録を、「裁判の争点は何か」「遂行されたスピーチアクトは何か」「どちらに権力があるのか」という 3 つの視点から分析した。まず、「裁判の争点は何か」という点に関しては、裁判長と国王は相互にどんな権威を背景にしているのかを問題にしており、相手の権威への疑義を訴えていた。次に、「遂行されたスピーチアクトは何か」という点に関して、両者の遂行したスピーチアクトを比較すると、裁判長が一貫して「命令」をしているのに対して、被告は「要求」「拒否」「謝罪」と時間の経過に従って能動性のない譲歩的なスピーチアクトへと変化していた。最後に、裁判長と被告の「どちらに権力があるのか」という問題については、権威は一見、裁判官の側にあるようだが、権威があるのは、じつは法廷という場・裁判制度であって裁判官自身ではないことがわかった。裁判官が被告に発した命令の文法構造、文法上の主語を見ると、裁判官自身の権威が被告となった国王よりも優勢であるとは必ずしも言えなかった。それどころか、裁判長は、法廷の決定を伝えるメディアに過ぎないことがわかった。

王は法廷での言語的慣習に従い、裁判長に対して Sir を使って呼びかけてはいたものの、自分が国の最高権威者であることを疑うことなく信じており、それを法廷内でも維持しようとしている。しかしながら、裁判が終盤に向かうにつれ王の権威は徐々に無化されていく。そして、厳しい宣告を受けた後に、王は完全に権威を失ってしまうのである。ここで行ったスピーチアクトと文法的主語の分析には、そうした国王の権威失墜の様子が言語的現象として明確に現れていた。本研究では、初期近代英語期における裁判のサンプルテキストを歴史語用論的視点から分析し、国王の権威が揺らぎ、地位を喪失していく様子を言語現象として示すことができたのではないかと思う。

## 5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計 15 件)

1. 椎名美智 (2019) 『「させていただく」という問題系--歴史社会語用論的調査と考察』学位論文(博士)放送大学 (査読あり).
2. 椎名美智 (2018) 「裁判記録に見るチャールズ I 世の失脚--歴史語用論的事例研究--」福田敬子・上野直子・松井優子(共編)『憑依する英語圏テキスト--亡霊・血・まぼろし--』音羽書房鶴見書店, pp. 1-24. (査読なし).
3. 椎名美智 (2018) 「ベネファクティブ「させていただく」の形式でと機能--2 つのコーパス調査より--」東アジア日本語教育日本文化研究学会, 『東アジア日本語教育日本文化研究』21, 47-72. (査読あり).
4. 椎名美智 (2018) 「ベネファクティブ「させていただく」という問題系—質問紙調査とコーパス調査より—」日本語用論学会, 『プロシーディング』(査読あり).
5. 椎名美智 (2017) 「させていただく」という問題系—「文法化」と「新丁寧語」の誕生, ひつじ書房, 『日本語用論フォーラム 2』75-105. (査読なし).
6. 椎名美智 (2017) 関西言語学会第 41 回大会シンポジウム『歴史言語学の新しい潮流 歴史語用論と歴史社会言語学』「歴史語用論研究の動向 「これまで」と「これから」」関西言語学会, Proceedings of the Forty-first Annual Meeting of The Kansai Linguistic Society 37, 266-278. (査読なし).
7. 椎名美智 (2017) 『シンポジウム』「歴史語用論研究におけるアノテーション利用の現状」英語コーパス学会『英語コーパス研究』English Corpus Studies 24, 83-99. (査読なし).
8. 椎名美智 (2017) 「テキスト分析入門『おしゃべり』の語用論的文体論」法政大学英文学科 Links『Smile』20, 21-30. (査読なし).
9. 椎名美智 (2017) <sup>ポライトネス</sup>「心地よさのスタイル アリスとハリーのおしゃべりに注目して」豊田 昌倫・堀 正広・今林 修(共編著)『英語のスタイル 教えるための文体論入門』研究社, pp. 102-114. (査読なし).
10. 滝浦真人 (2017) 「日本語敬語および関連現象の社会語用論的研究」博士(文学)学位請求論文, 北海道大学大学院文学研究科 (査読あり).
11. 滝浦真人 (2017) 「敬語の対照研究への新視点 -2つのアプローチと2つの敬語-」『日本語学』36(6): pp. 52-62, 明治書院 (査読なし).
12. 椎名美智 (2016) 「歴史語用論」加藤重広・滝浦真人『語用論研究方ガイドブック』ひつじ書房, pp. 105-131. (査読なし).
13. 椎名美智 (2016) 「Pragmatic Implications of Historical Data: Speech Acts in the Flux of Power」日本英語学会, CD Rom. (査読あり).
14. 滝浦真人 (2016) [編著書]「社会語用論」, 加藤重広・滝浦真人編『語用論研究法ガイドブック』ひつじ書房, pp. 77-103 (査読なし).
15. 滝浦真人 (2016) 「定延利之『コミュニケーションへの言語的接近』東京: ひつじ書房, viii + 357p. ISBN978-4-89476-762-1」『語用論研究』(2017a) 18: pp. 102-112, 日本語用論学会 (査読なし).

[学会発表] (計 19 件)

1. 椎名美智 (2019)、シンポジウム 'A case study of corpus stylistics: strategies of distance in the choice of address terms', Osaka Symposium on Corpus Stylistics, 2019 年 3 月 28 日, 大阪大学, 大阪大学コーパス文体論国際シンポジウム(査読なし).
2. 滝浦真人 (2019) 「ポライトネスの原理・原則と日本語: ベネファクティブと敬意漸減」ベネファクティブとポライトネス研究集会, 2019 年 3 月 11 日, 法政大学 (査読なし).
3. 椎名美智 (2019)、「『サザエさん』に見る(イン)ポライトネスの歴史語用論研究—授受動詞に着目した語用論的文体論—」, 2019 年 3 月 11 日, 法政大学, ベネファクティブとポライトネス研究会(査読なし).
4. 椎名美智 (2018)、シンポジウム「チャールズ I 世の裁判記録の歴史語用論的分析: スピーチ・アクトに焦

点を当てて」2018年12月8日, 東北大学大学院文学研究科 / 文学部言語学, シンポジウム「発話行為のダイナミズム—方言・歴史・文化—」(査読なし).

5. 椎名美智 (2018)、日本語用論学会第一回語用論グランプリ「歴史語用論・ポライトネス」(1), (2), 2018年12月, 杏林大学, 日本語用論学会(査読なし).
6. 椎名美智 (2018)、中安美奈子、'Speech acts and modals in the trial record of King Charles I', 2018年8月, イギリス, エジンバラ大学, International Conference of English Historical Linguistics (ICEHL) 20 (査読あり).
7. 中安美奈子、椎名美智 (2018)、'Spatio-temporal systems in the trial record of King Charles I' 2018年8月, エストニア, タリン大学, ヨーロッパ言語学会 SLE 2018 (Societas Linguistica Europaea 2018年, Proceedings (査読あり).
8. 中安美奈子、椎名美智 (2018)、'Authority, speech acts and modals in courtroom interaction: An analysis of the trial record of King Charles I' 2018年7月, イギリス, ロンドン大学, 国際英語学会, ISLE 5 (International Society of Linguistics of English, Proceedings (査読あり).
9. 椎名美智 (2018)「アナトミー・オブ・『させていただく』」2018年3月, 法政大学, ベネファクティブとポライトネス研究会(査読なし).
10. 滝浦真人 (2018)「ベネファクティブの誕生と敬意遞減のストーリーと『させていただく』」ベネファクティブとポライトネス研究集会, 2018年3月3日, 法政大学(査読なし).
11. 椎名美智 (2017)「ベネファクティブ『させていただく』という問題系—質問紙調査とコーパス調査より—」2017年12月, 京都工芸繊維大学, 日本語用論学会(査読あり).
12. 椎名美智 (2017)、シンポジウム『2017年以降の日本語教育の展望』「これからの日本語教育への提案」2017年8月, 韓国, 仁川大学, 東アジア日本語教育・日本文化研究学会(査読なし).
13. 椎名美智 (2017)「ベネファクティブ『させていただく』をめぐる形式と機能—2つのコーパス調査より—」2017年8月, 韓国, 仁川大学, 東アジア日本語教育・日本文化研究学会(査読あり).
14. Michi Shiina, Masato Takiura (2017) 'Japanese Benefactives in Flux and their Problematics: Grammaticalisation of 'sase-te-itadaku' and its Transformation into a New Polite Form', 2017年7月, アイルランド, ベルファースト大学, 15th International Conference of International Pragmatics Association (査読あり).
15. 椎名美智 (2017)、シンポジウム *A New Direction in Historical Pragmatics*, '(Im)politeness in Historical Data', 2017年3月20日, 明治大学, 明治大学国際シンポジウム(査読なし).
16. 椎名美智、滝浦真人 (2017)「『させていただきます』について発表させていただきます。」2017年3月5日, 京都工芸繊維大学, 第5回動的語用論研究会(査読なし).
17. 椎名美智 (2016)、シンポジウム『コーパスアノテーション(タグ付け)の功績と課題』「語用論研究におけるアノテーション利用の現状」2016年9月1-2日, 成城大学, 英語コーパス学会(査読なし).
18. 椎名美智 (2016) 'Authority and Speech Acts in Courtroom Interaction: Trial of King Charles I', 2016年7月27-30日, イタリア, カリアリ大学, Poetics and Linguistics Association (査読あり).
19. 椎名美智 (2016)、シンポジウム『歴史言語学の新しい潮流』、「歴史語用論研究の動向—「これまで」と「これから」—」2016年6月11日, 龍谷大学, 関西言語学会(査読なし).

[図書](計5件)

1. 椎名美智 (2018)、福田敬子・上野直子・松井優子(共編)『憑依する英語圏テキスト--亡霊・血・まぼろし--』音羽書房鶴見書店
2. 滝浦真人(2018)(編著)『新しい言語学 ―心理と社会から見る人間の学―』放送大学教育振興会
3. 椎名美智 (2017)、加藤重広・滝浦真人(共編)『日本語用論フォーラム 2』ひつじ書房
4. 椎名美智 (2017)、豊田昌倫・堀正広・今林修(共編)『英語のスタイル 教えるための文体論入門』研究社
5. 椎名美智 (2016)、加藤重広・滝浦真人(共編)『語用論研究方ガイドブック』A *Guidebook for Research in Pragmatics* 2016, ひつじ書房

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年:  
国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
取得年:  
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1)研究分担者

研究分担者氏名:滝浦 真人

ローマ字氏名:TAKIURA MASATO

所属研究機関名:放送大学

部局名:教養学部

職名:教授

研究者番号(8桁):90248998

### (2)研究協力者

研究協力者氏名:

ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。